

吉野川市農業委員会総会議事録
(令和7年11月総会)

1. 開催日時 令和7年11月25日(火)
午後1時30分から午後2時10分まで
2. 開催場所 吉野川市役所 東館2階 221会議室
3. 出席委員 15人
 会長 3番 真相 広也
 会長職務代理者 6番 山口 博史
 副会長 13番 近藤 清

委員

1番	大塚 春幸	2番	藤本 敏夫	3番	真相 広也	4番	久保さとみ
5番	安部 健司	6番	山口 博史	7番	芝高 敏雄	8番	河野 隆義
9番	南園 恵志	10番	川端 武夫	11番	原田 正昭	12番	藤川 利文
13番	近藤 清	14番	原 博一	15番	松本 武夫	16番	阿部 芳浩
17番	江本 康治	18番	瀬尾 誠悟	19番	大久保光江		

4. 欠席委員 4人 (2番:藤本 4番:久保 14番:原 17番:江本)

5. 農地利用最適化推進委員 (出席委員 8人)

1区	遠藤予志郎・毛利益三・高野康寛	2区	岸田正幸・山口泰範
3区	石原幸男・河野敏信	4区	篠原隆史・梶川晴雄・天満茂樹
5区	鎌倉英章	6区	住友武司・山尾雅泰・吉田 健
7区	楮山富行・天野宣正		

- 欠席委員 8人 (遠藤予志郎・毛利益三・高野康寛・河野敏信・天満茂樹
吉田 健・住友武司・天野宣正)

6. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
 第2 議第38号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 第3 議第39号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 第4 議第40号 農地法の適用を受けない土地の証明について
 第5 議第41号 農用地利用集積等促進計画について

第6 報告事項(1)農地法第18条第6項の規定による通知について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 木内浩司
局長補佐 小松 晋
事務主任 西岡りさ

8. 議事進行

事務局 それでは、ただ今から、令和7年11月吉野川市農業委員会総会を開会致します。

本日は、2番、藤本委員、4番久保委員、14番、原委員、17番、江本委員から、欠席する旨の連絡がありましたのでご報告いたします。本日の出席委員は、19名中15名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の定足数に達しておりますので、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員、9名にも出席いただいております。

それでは、吉野川市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は、真相会長にお願い致します。

議長 まず最初に、吉野川市農業委員会総会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員の選任ですが、議長の私から指名させていただくことにご異議はございませんか。

(異議なしとの声)

議長 異議なしということでございますので、9番、南園委員、10番、川端委員に、議事録署名をお願い致します。

本日の定例会に出ております議案は、
議第38号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議第39号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議第40号 農地法の適用を受けない土地の証明について
議第41号 農用地利用集積等促進計画について
報告事項(1)農地法第18条第6項の規定による通知について
でございます。

議長 議案の審議については、慎重審議で、スムーズに議事進行が出来ますよう、ご協力をお願い致します。

なお、本総会は、3条、及び5条については、議事運営協議のとおり、各委員担当案件ごとに、一括審議を行います。特段の意見がある議案番号のみの意見の発言にとどめてください。よろしくお願い致します。

それでは、議第38号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。この議案につきましては会長許可でございます。

まず最初に、議第38号、令和7年45番、贈与による所有権移転についてでございます。

審議に先立ち、8番、河野委員におかれましては、関係者でございますので、ご退出をお願いします。（河野 委員退室）
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書の1頁をご覧ください。まず、令和7年45番でございます。位置図については、資料1です。

申請地の所在は、鴨島町西麻植字大東に2筆あり、地目は台帳、現況ともに畑、2筆の合計面積は、1,988㎡です。

譲受人によると譲渡人は、県外在住の高齢者で、後継者がいないことから農地の処分の相談を受け、もらい受けることにしたそうです。取得後は水稻栽培を行うとのことでした。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。また、本日欠席されております、17番、江本委員から、農地が荒廃するおそれがあったが、今回の贈与により有効利用が図られるようになり、申請については、特に問題ないとの連絡がありましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長 ただ今、事務局から説明がございました議第38号45番の贈与による所有権移転につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

（質疑なしとの声）

議長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第38号45番について許可することに、ご異議ございませんか。

（異議なしとの声）

議長 異議なしということでございますので、議第38号45番につきましては、許可することに決定いたしました。

次の審議に入る前に9番、河野委員の入室を認めます。

（河野 委員入室）

議長 続きまして、議第38号46番の売買による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 46番でございます。位置図については、資料2です。

申請地の所在は、川島町児島字長池、地目は、台帳、現況ともに畑、面積は617㎡です。譲渡人は高齢により耕作することができなくなり、今回、譲受人との間で売買の話がまとまったとのことでした。取得後は、スイカの作付けを行うとのことでした。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今の説明に関連して、担当委員であります、19番、大久保委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

19番 　19番、大久保です。いま、事務局から説明があったとおりで、何も問題ないと思います。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、事務局並びに担当委員から説明及び現地確認の報告がありました、議第38号46番売買による所有権移転につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 　質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第38号46番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 　異議なしということでございますので、議第38号46番につきましては、許可することに決定いたしました。

議 長 　続きまして、議第38号47番、売買による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 　47番でございます。位置図については、資料3です。
申請地の所在は、山川町中須賀、地目は台帳、現況ともに畑、面積は127㎡です。譲受人によると、譲渡人から申請地を農地として管理することが難しいので、購入し耕作してほしいとの相談があり、以前から申請地周辺で耕作していたことから地続きで利用できることもあり今回購入し耕作することにしたとのことです。取得後は、ほうれん草、たまねぎを作付けするとのことです。
農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今の説明に関連して、担当委員であります、10番、川端委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

10番 　10番、川端です。いま、事務局から説明があったとおりです。何も問題ありません。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました議第38号47番の売買による所有権移転につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。
議第38号47番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第38号47番につき
ましては、許可することに決定いたしました。

議 長 続きまして、議第38号48番の売買による所有権移転について
でございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 48番でございます。位置図については、資料4です。
申請地の所在は、山川町三島に2筆あり、地目は、台帳、現況と
もに、畑、合計面積は452㎡です。譲受人は、今回の申請地の北
隣に居住し父である譲渡人から農地の管理が十分にできないので、
買い取ってほしいとの要望から今回申請に至ったとのことです。取
得後は、自家消費用の野菜を栽培予定とのことです。
農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の
許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付
されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります、5番、安部委員
の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

17番 5番、安部です。事務局から説明があったとおりでございます。
譲受人の弟さんが大きな農業法人を経営しており、弟さんから色々
聞きながら農業できると思いますので、特に問題ないと思います。
ご審議のほど、よろしく、お願いします。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました議第38
号48番の売買による所有権移転につきましては、許可要件を全て
満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、
ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。
議第38号48番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第38号48番につき
ましては、許可することに決定いたしました。

議 長 続きまして、議第39号、農地法第5条第1項の規定による許
可申請についてでございます。この議案につきましては、会長許可
でございます。

それでは、令和7年36番、駐車場のための賃貸借契約による転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、令和7年36番です。議案書は2頁になります。位置図については、資料5です。申請地の所在は、鴨島町牛島字西桑上、地目は台帳が田、現況が畑、面積は326㎡、農用地区分は、農用地区域外農地の、第2種農地でございます。

転用者は、株式会社ホンダ北徳島で従業員及び社用車の駐車場用地としての転用です。現在使用している店舗敷地及び店舗横にある従業員社用車の駐車場のすべてを中古車展示場とするため賃貸借権設定の転用申請となったようです。

造成計画は既存の農業用倉庫は解体し、全面をコンクリート舗装します。排水は雨水のみで敷地内の既存排水溝を利用し東側水路に放流することです。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可致し方ないと考えます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議長 ただ今の説明に関連して、6番、山口委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

6番 6番、山口でございます。現地確認をいたしましたところ、ただ今事務局から説明があったとおりでございます。隣接する農地には何ら支障なく問題ないと思われれます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第39号36番、駐車場のための賃貸借契約による転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第39号36番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長 異議なしということでございますので、議第39号36番につきましては許可することに決定いたしました。

議長 続きまして、令和7年37番、居宅新築のための使用貸借による転用申請、38番、宿舍のための売買による転用申請、並びに39番、キャンプ場のための売買による転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 まず、37番です、位置図については、資料6です。申請地の所在は、鴨島町飯尾字溝縁、地目は台帳、現況ともに畑、

面積は569㎡です。農用地区分は、農用地区域外農地の、第2種農地でございます。

使用貸人は使用借人夫婦の妻の父にあたり、借人夫妻は、現在は徳島市内で借家生活をしているものの、今後部屋が手狭になることが予想され、また子どもが誕生すれば両親の援助を受けやすいとの理由から、今回使用貸借契約による農地の転用申請となったとのことです。

建築面積は110.6㎡の平屋建て住宅とのことで、造成計画は申請地の表土を20cm取り、約55cm良質土で造成する。給水は西側道路から引き込み、雨水は南側に枡を設け地下浸透させ雑排水は西側下水に排水するとのことです。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可致し方ないと考えます。

次に38番です、位置図については、資料7です。

申請地の所在は、鴨島町飯尾字藤井谷に2筆あり、一つは、台帳現況ともに田、面積208㎡、もう一方は台帳現況ともに畑、面積は181㎡です。申請人は合同会社遍路イレブンの代表で、遍路イレブンは安定したお遍路さんの支援を目指し、現在民宿を営んでいます。今回、事業拡大にともない現在の民宿に隣接する農地に宿舍建築のための転用申請がありました。

造成計画については、不陸補正後、碎石を敷き詰め、その上に宿舍用の建物2棟およびドッグラン用の庭を設置するものです。その他関係書類は添付されております。

最後に39番です。位置図については、資料の7です。申請地の所在は、鴨島町飯尾字古林裾に2筆あり、2筆とも台帳は畑、現況は雑種地、合計面積は2,389㎡です。始末書の提出がありましたので読み上げます。

始末書：このたび、上記土地をキャンプ場として転用致したく、貴庁に対し農地法第5条の規定による許可申請書を提出しご審議賜っておりますが、農地法令上の制限について正しく理解してなく、私どもが、10年ほど前から許可を得ぬまま造成工事をし、現在に至りました。この度許可を受けていないことが判明し、事後申請の手続きを行っている次第です。本件について、貴庁をはじめ関係各位に多大の迷惑をおかけ致しておりますことを深くお詫び申し上げます。この始末書を提出致します。なお、今後は農地法の規定を遵守し二度と違反行為を行わぬことを併せて誓約致しますと、事後ではございますが、転用の申請がありました。

造成計画については、不陸整地後、碎石を敷き詰め、キャンプ場用地として転用するものです。その他関係書類は添付されております。以上、3件の申請につきましては、許可致し方ないと考えます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長

ただ今の説明に関連して、8番、河野委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

8 番

8番、河野です。38番の申請につきましては、娘さんの父親が所有する農地へ居宅を新築する転用申請で周囲にはお寺の駐車場、民家に挟まれており、周辺農地への影響はないと考えます、

次の39番の申請地は藤井寺の少し手前での沿いで、お遍路さんの宿泊施設を増設する計画での申請で隣接地は山林や民家で周辺農地への影響はないと考えられます。隣接民家へは訪問し説明も済ませており、また開発許可、建築許可等も申請中で許可も下りるもの思われます。40番については、始末書のとおり10年ほど前から地元有志の方々がお遍路さん接待用の広場を設置し接待をしている所で先ほどの宿泊施設の増設と併せて計画し整備するものと伺っております。周辺農地への影響もないところでございます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長

ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第39号37番、居宅新築のための使用貸借による転用申請、38番、宿舍のための売買による転用申請、並びに39番、キャンプ場のための売買による転用申請、以上3件の転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長

質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第39号37番、38番、39番の以上3件について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長

異議なしということでございますので、議第39号37番、38番、39番につきましては許可することに決定いたしました。

議 長

続きまして、40番、太陽光発電施設用地のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局

続きまして40番です、位置図については、資料8です。申請地の所在は、鴨島町喜来字高松、地目は台帳、現況ともに畑、面積は1,343㎡です。農用地区分は、農用地区域外農地の、第2種農地でございます。

譲渡人は、高齢で耕作するのが難しくなり、耕作放棄地になる前に売買を考えていたところ、太陽光施設用地を探していた譲受人との間で売買がまとまったようです。事業計画の概要は、申請地にパネル192枚、パワコン10台を設置し、防草シートを全面に敷設する。パネル周辺には高さ1.2メートルの立ち入り防止柵を境界から50cmに設置。給水はなし、雨水は地下浸透させるとのことです。その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可致し方ないと考えます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長

ただ今の説明に関連して、1番、大塚委員の方から、現地調査の

結果ならびに補足説明をお願いします。

1 番 1 番、大塚でございます。先般、事務局と、現地確認をしてきました、問題ないと思われまます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第39号40番、太陽光発電施設用地のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第39号40番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長 異議なしということでございますので、議第39号40番につきましては許可することに決定いたしました。

議長 続きまして、41番、太陽光発電施設用地のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 続きまして41番です、位置図については、資料9です。申請地の所在は、鴨島町西麻植字檀ノ原に3筆あり、3筆とも、地目は台帳、現況ともに田、合計面積は1,453㎡です。農用地区分は、農用地区域外農地の、第2種農地でございます。

譲渡人は、高齢で耕作するのが難しくなり、耕作放棄地になる前に売買を考えていたところ、太陽光施設用地を探していた譲受人との間で売買がまとまったようです。事業計画の概要は、申請地にパネル172枚、パワコン10台を設置し、防草シートを全面に敷設する。パネル周辺には高さ1.2メートルの立ち入り防止柵を境界から50cmに設置。給水はなし、雨水は地下浸透させるとのことです。その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可致し方ないと考えます。

また、本日欠席の17番江本委員から11月18日に現地調査をしたところ、雑木に覆われつつあり、今回の転用計画で土地の有効利用がはかれることから問題ないとの連絡が事務局にありましたのでご報告をさせていただきます。以上でございます。

議長 ただ今、事務局より説明がございました、議第39号41番、太陽光発電施設用地のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第39号41番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第39号41番につきましては許可することに決定いたしました。

議 長 続きまして、42番、住宅兼店舗用地のための売買による転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 42番です、位置図については、資料10です。
申請地の所在は、山川町前川、地目は台帳、現況ともに畑、面積は104㎡です。農用地区分は、農用地区域外農地の第2種農地です。

転用者は美容室としての店舗兼住宅を探していたところ、申請地を譲っていただけるとの話があり、申請地は国道からのアクセスもよくお客さんに来てもらいやすく、また、マルナカの横にあり生活の利便性も高いことから今回の申請に至ったとのことです。

転用計画の概要は、住宅兼美容室店舗用地で、木造平屋建、建築面積は158㎡、駐車場スペースが4台分及び進入路となっており、農地東側に隣接する宅地部分と一体化して工事予定とのこと、建築費は4,500万円、自己資金が1,000万円、残り3,500万円が借入れ資金とのことです。給水は市、上水道から引き込み、生活排水は合併浄化槽で処理し、雨水は北側道路側溝に流すとのこと。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可致し方ないと考えます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 ただ今の説明に関連して、5番、安部委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

5 番 5番、安部です。今、事務局から説明のあったとおりです。何ら問題ないと思いますので審議、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第39号42番、住宅兼店舗用地のための売買による転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第39号42番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第39号42番につきましては許可することに決定いたしました。

議 長 次に、議第40号、農地法の適用を受けない土地の証明願についてを議題と致します。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局

議第40号、農地法の適用を受けない土地の証明願についてご説明致します。議案書の5頁をお開けください。

従前は農地であった土地で、現在の土地の状況が農地とは認められない状態にあるもののうち、一定の要件を満たすものについては農業委員会から非農地証明書の交付を受けることができます。

それでは、7番でございます。位置図については資料11です。所在は、美郷字下浦で、地目は台帳は畑、現況は山林、面積は1,729㎡でございます。

申請書によりますと山林化した経緯については不明ではありますが、申請者から提出された平成16年5月25日撮影の航空写真から、申請地がすでに農地ではなく山林化し、20年以上前から非農地であると確認できたこと、また、現況を考えると農地行政上支障がないと認められるため、非農地証明書の交付基準に適合していると判断されます。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長

ただ今の説明に関連して、担当委員であります、13番、近藤委員の方から、補足説明をお願いします。

13番

13番、近藤です。現地を確認して参りました。樹齢20年以上の大木が茂っており、今さら農地には復元できないと考えます。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長

ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、議第40号の、非農地証明願につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長

質疑がないようでございますので、採決を致します。議第40号について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長

異議なしということでございますので、議第40号につきまして許可することに決定いたしました。

議長

次に、議第41号、農用地利用集積等促進計画についてを、議題と致します。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書は6頁から45頁になります。議第41号農用地利用集積等促進計画についてご説明致します。

農用地利用集積等促進計画を徳島県農業開発公社へ提出するにあたり、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により市長は農業委員会の意見を聴くこととなっております。今回の農用地利用集積等促進計画につきましては、新規設定が20件、再設定が72件、合計92件で、詳細につきましては議案書記載のとおりでございます。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、議第41号について事務局より説明がありました。委員の皆さん、ご質問、ご意見はございませんか。

（質疑なしとの声）

議 長 　質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第41号農用地利用集積等促進計画について、承認することに、ご異議ございませんか。

（異議なしとの声）

議 長 　異議なしということでございますので、議第41号につきましては、承認されました。

議 長 　次に 報告事項(1)農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より報告を求めます。

事務局 　報告事項(1)農地法第18条第6項の規定による通知について、ご報告致します。

議案書の46頁をご覧ください。

今回ご報告致します件数は、利用権設定の使用貸借による合意解約が3件5筆、賃貸借契約による合意解約が2件5筆、農地法第3条による賃貸借契約の合意解約が1件1筆、以上でございます。

議 長 　報告事項(1)につきましては、報告事項ですので、了承いたします。最後に、その他について、事務局の報告を求めます。

- ・ 政策提案について（出席委員からご意見を伺う）
- ・ 忘年会について

以上をもちまして今月の総会を閉会といたします。

閉 会 　　　　　（終了時刻　午後2時10分）

以上、会議の顛末を記載し相違ないことを証明するために、署名する。

令和　年　月　日

議　　長

議事録署名者

議事録署名者

議事録調整書記
